



みんなで見守り! 高齢者の消費者トラブルを防ごう

高齢者は【健康】【お金】【孤独】の3つの不安を感じている方が多いそうです。だまされても「気づきにくい」、被害にあっても「誰にも相談しない」などの特徴もあります。家族や地域の人々で見守って高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう。



高齢者の消費者トラブルチェックリスト

【家の様子】

- 家に見慣れない人が出入りしている
- 不審な電話のやりとりがある
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えている
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがある
- 家の屋根や外壁、電話機の周辺などに不審な工事の形跡がある
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがある

【本人の様子】

- 定期的にお金を支払っている形跡がある
- 生活費が不足するなど、お金の困っている様子がある
- 買ったものを覚えていないなど、判断能力に不安を感じる



【気づき】 不審なやりとりに気づいたら

【声かけ】 声をかけてみましょう

どのように声をかければよいか迷ったら…

近所であったトラブルの事例や悪質な業者の手口を話して、似たようなことがなかったか情報提供・協力を求めるように声をかけましょう。

次に、高齢者のトラブルが増えていて、誰でもだまされる可能性がある、恥ずかしいことではないと伝え、事情をよく聞いてみましょう。



【つなぐ】 トラブルになっている場合は、

すぐに消費者ホットライン188(いやや)にご相談ください。

高齢者に身近な家族やホームヘルパー、ケアマネージャーの方々が変化に気づき、相談機関につなぐことが大切です。

必ずもうかる!うまい話にご注意!

「副業で誰でも簡単に高額収入!」
「投資で自動的にお金が増える!」

SNS やインターネット広告をきっかけに簡単にお金が
もうかると信じて、借金までして契約したが、



「まったくもうからない」
「解約できない」
「返金されない」

などのトラブルに遭う方からの相談が増えています。



【情報商材】

副業・投資・ギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ!などと称してインターネット等で販売されている情報です。契約前に内容を確認することが出来ないため、思っていた収入が得られない。などのトラブルになることがあります。

簡単に高収入を得られる「**うまい話はありません**」冷静に判断しましょう。

中古品に潜む危険に注意!

気軽に売買でき、資源の有効利用にもなることから、フリマアプリなどで中古品を入手する方も多ですが、入手前の状態などが分からないため、事故が起こるケースがあります。例えば…

- リサイクルショップで購入した洗濯機が発火! **リコール製品**だった!
- ネットで購入した中古品のパソコンが発火! **バッテリーが非純正品**だった!
- 譲渡された扇風機が発火! **長期使用による劣化**が原因だった!

【事故を防ぐための注意点】

- ✓ リコール製品は使用せず、メーカーに連絡する
- ✓ 修理や改造の履歴、非純正品の使用がないか確認する
- ✓ 製造年、製品に変形や破損がないか確認する



譲渡や売却する場合も、使用状態や製造年等を詳しく伝え、取扱説明書等も渡しましょう。
リコール製品、修理・改造品、不具合のある製品の提供はやめましょう。



消費者トラブルに関する相談は

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)

最寄りの消費生活センターにつながります。

いわて消費者トラブル防止啓発
キャラクター「まてのすけ」



賃貸トラブル～学生マンション編～

進学などをきっかけに、一人暮らしを始める方も多いと思います。

学生が多く利用している学生マンションは【定期借家契約】の場合が多いですが、合格前に予約ができる、学校に近いなどのメリットがある一方で、
「解約しようとしたら、高額な違約金を請求されて支払えない！」
「退去日が3月20日なのに、引越し先には4月まで入居できない。どうしよう…」
などのトラブル相談が寄せられています。



【定期借家契約】

あらかじめ契約満了期間が決まっており、原則として契約期間内での解約はできないもの、契約期間満了前の解約に対して違約金等の特約を設けていることがある。



契約前には「定期借家契約を結ぶ前に書面を交付して行う説明（契約更新がないこと、契約の終了年月日など）」にて内容を確認しましょう。

また、宅地建物取引業者による「重要事項説明書」の説明では、中途解約の違約金等をきちんと確認しましょう。

令和2年度単位価格表示実施状況調査

県では、消費者の自主的かつ合理的な商品の選択に資するため、「単位価格表示の基準」で定めた単位価格表示の対象店舗に対し、実施状況調査を行っています。

令和2年度の調査では、対象店舗481店舗中、376店舗から回答がありました。

そのうち、対象品目37品目中、いずれかの商品で単位価格表示を実施している店舗は208店舗でした。



【単位価格表示】

商品の販売価格のほかに「100g当たり何円」「10ml当たり何円」というように計量単位当たりの価格を併せて表示することにより、消費者が商品を購入する際の価格を比較し、商品選択の利便を図るための表示です。

岩手県では、まぐろや精肉、粉ミルク、シャンプーなど、37品目を対象品目としています。

単位価格表示により、商品価格の比較が容易になります。
お買物の際にはぜひ、参考にしてみましょう。

商品名	〇〇マヨネーズ
内容量	280g
販売価格	298円
100g当たり	106円

消費者110番のお知らせ 令和3年5月26日(水)10時～17時

消費者月間の一環として、弁護士や消費生活相談員等が無料で、多重債務、悪質商法、商品やサービスの契約など消費生活のトラブル解決のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

場所 県民生活センター 大ホール

相談方法 【面接】直接会場にお越しください。（最終受付16時30分）

【電話】臨時専用電話 ☎019-624-5980（当日限り）

--岩手県消費者施策推進計画(2020~2024)を策定しました-----

県では、岩手県消費生活条例を踏まえ、本県の消費者施策を総合的・計画的に進めるために「岩手県消費者施策推進計画」を策定し、これまで、様々な取組を進めてきました。

前計画の計画期間が令和元年度で終了したことに伴い、消費者を取り巻く環境や消費者意識の変化等を踏まえ、今回、新たに令和2年度を始期とする「岩手県消費者施策推進計画(2020~2024)」を策定しました。

計画の詳細は県のホームページをご覧ください。

岩手県消費者施策推進計画

検索

--【消費生活出前講座】-----

県内の自治体、老人クラブ、各種団体、学校、企業などが企画する研修会や学習会にお伺いし、消費生活に関する講座を行っています。最近の消費者問題、契約の基礎知識、悪質商法とその対処法など、ご希望に応じて行いますので、ぜひご活用ください。



--【消費生活サポーター】-----

消費生活サポーターを募集しています！2ヵ月毎に消費生活に関する情報(悪質商法・製品安全・高齢者見守り・子どものトラブル)をお送りします。

周りの人(家族・友人・職場の同僚・近所の方)と消費者トラブルについて話すきっかけにお使いください。

岩手県消費生活サポーター

検索

--【消費生活相談員人材バンク】-----

岩手県では県内市町村の消費生活相談窓口等への就業を希望する方の登録や情報提供を行っています。消費生活相談員や消費生活アドバイザー等の資格をお持ちで、人材バンクに登録を希望する方は、電話番号(事務専用)019-624-2586までお問い合わせください。

--【交通事故相談】-----

交通事故相談電話 **019-624-2244** 受付時間【平日】 9:00-17:30

--【消費生活相談】-----

消費生活相談電話 **019-624-2209** 受付時間【平日】 9:00-17:30
【土日】 10:00-16:00

地図

バス停

- ① 啄木新婚の家口
- ② 商工中金前
- ③ 大通三丁目



岩手県立県民生活センター

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通 3-10-2

TEL:019-624-2586 (事務専用)

FAX:019-624-2790

※年末年始・祝日休み

岩手県立県民生活センター

検索

募
集
中